

個人住民税(市町村民税)特別徴収制度について

～事業主の皆さまへ～

個人住民税の特別徴収にご理解・ご協力をお願いします。

静岡県と県内市町では、個人住民税の特別徴収義務者指定促進に取り組んでいます。平成24年度から地方税法の規定に基づき、原則すべての事業所を、特別徴収義務者として指定させていただきます。

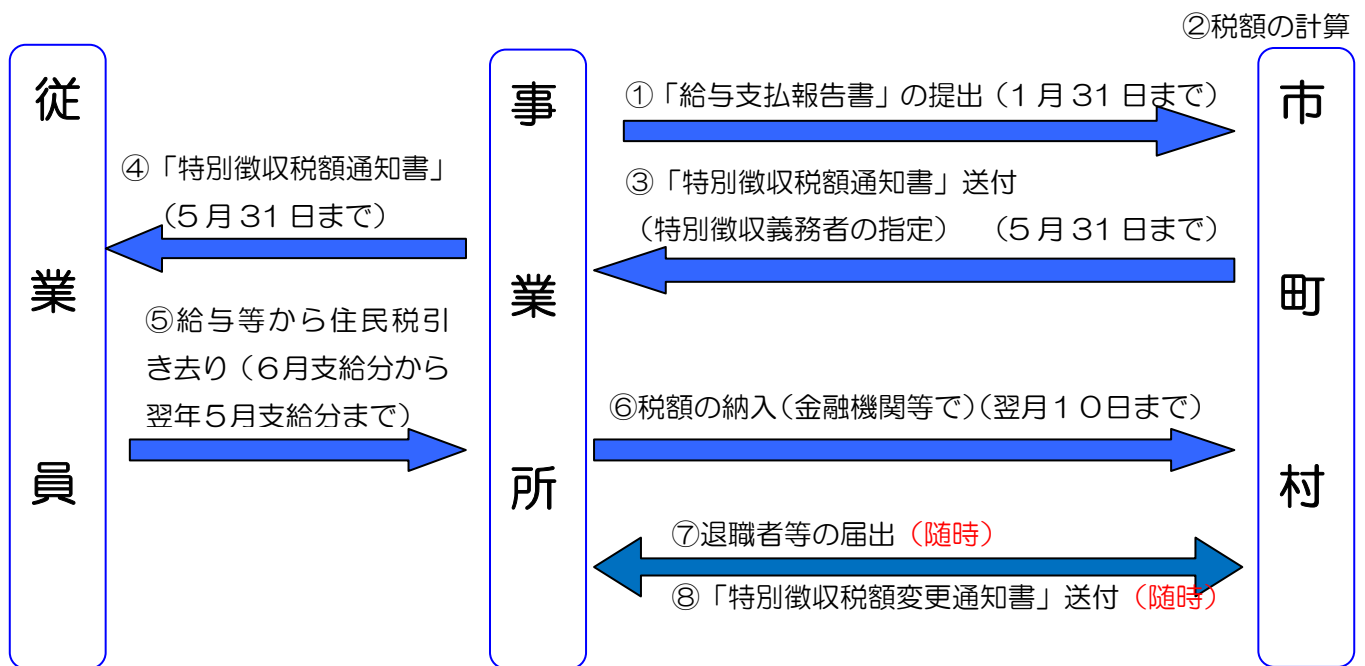
個人住民税の特別徴収とは？

所得税の源泉徴収義務のある事業所は、従業員の住民税を給与から差し引いて納めることが法令で義務付けられています。給与引き去りによる納付を「特別徴収」といいます。

対象になる人

前年中(1月1日～12月31日)に課税対象所得があり、本年度住民税の課税が発生する方で、本年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払を受けている人が対象です。

特別徴収の流れ



給与支払い報告書の提出(①)

毎年1月1日現在において給与の支払をする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省で定める給与支払報告書を、給与支払を受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町長に提出しなければならないことになっています。

税額の計算と税額通知書の送付/住民税の引き去りまで(②～⑤)

住民税特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月です。毎年5月中に、特別徴収義務者宛てに特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)と特別徴収のしおり(各種様式)が送付されますので、6月から給与引き去りをお願いします。

税額の納期と納入方法 (⑥)

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土・日曜日、または祝祭日の場合はその翌営業日となります。)

従業員の方から徴収した税額をそれぞれの市町ごとにとりまとめ、通知書と一緒に送られる納入書で納入します。

☆納期の特例(年2回払)☆

原則は12回の毎月納入を基本としていますが、条件を満たす事業所は申請することにより、年2回の納入となる納期の特例をご利用いただけます。

※受給者が常時10人未満の事業所で、市町長の承認を受けた場合には、当該事務所等において支払った給与について徴収した特別徴収税額を各期間の最終月(11、5月)の翌月10日までに納入することができます。(当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。)

異動届の提出 (⑦)

退職、休職及び転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町に異動届を提出しなければなりません。(地方税法施行規則第9条の5)

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者および転勤者等の税額が事業所の滞納額となったり、税額変更処理が遅れる結果、納税者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので必ず厳守してください。

年度途中で特別徴収に切替える場合は希望届出書を提出していただきます。なお、普通徴収の納期限が過ぎたものは特別徴収への切替えはできません。

税額の変更通知 (⑧)

納税者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額の変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

退職・休職者の徴収方法

6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって 個人に請求されます。

納税義務者の申出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することになっています。(地方税法第321条の5第2項)

※一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

退職所得に係る住民税の特別徴収(退職手当)

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入することとされております。このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入すべき市町は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町です。